

平成31年3月
横手市役所総務部契約検査課

設計調査等関連業務を行った者の建設工事入札参加の取り扱いの
見直しについて

これまで、調査業務、計画業務、設計業務を行ったと認められる者については、原則として当該工事の入札への参加を認めていませんでしたが、「公平な競争性の確保」「設計施工分離の原則」を踏まえつつ、対象工事の「計画や設計を含まない調査業務」を行った者については、当該工事の入札への参加を認めることとします。

（対象工事の設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として行われる調査業務を含む。）を行ったと認められる者については、当該工事の入札への参加は認めません。）

本案は、平成31年4月の発注公告案件から適用します。